

2020年か ぜ ひ か

風光れ

人権のたより 第27号 10月14日発行

三重県立津東高等学校

こんにちは、人権担当の川邊広美です。一気に秋めいてきました。「秋めく」とは「秋らしくなる。身に秋を感じるようになる。」です。類語として「秋づく」「秋さぶ」ということばもあります。とても素晴らしいと思います。ことば一つ一つをかみしめてみてください。



そこで、今回はことばについてです。「子供」という表現を「子ども」とすると、どう感じますか。

「子供」という表記を差別的な印象であるなどといった理由で敬遠し、代わりに「子ども」という表記を用いることが多かったようです。文部科学省が2013年に、表記を統一するよう指示し。協議の結果、「子供」表記は差別表現ではないとの判断が示され、「子供」に統一したとあります。私は、「子ども」という表記のより柔らかなイメージが好きです。どちらの表記を選ぶかは書き手の自由ですね。

次に「障害」と「障がい」です。

国としての正式な見解は出ていませんが、政府が発行する書類などでは、常用漢字である「害」を使った「障害」が使用されています。

この「害」を平仮名表記することに、反対の意を示している人たちもいるのです。それが、障害者団体の方なのです。障害の「害＝ハンディ」は障害者自身にあるのではなく、社会の側にあるため、敢えて「害」を隠してほしくないというものです。

三重県では、平成18年9月1日から教育委員会が独自にひらがな表記を始めています。

「障害者」の表記における「害」という漢字のひらがな表記については、さまざまな意見がありますが、「害」という漢字のイメージの悪さから、「障がい者」と表す自治体などが増加しています。

県では、今後、公文書、広報紙等で使用する表記について、次のとおり漢字表記をひらがな表記に改めることとします。

もとより、障がい者施策の推進にあたっては、障がいのある人も、ない人も、ともにくらすことができる社会を築くため、当事者の思いを大切にして取り組んでいくことが重要です。表記の変更に止まることなく、本来の取組の充実や「障がい」を理由とした差別をなくすことなどについて、県民のみなさんにご理解をいただけるよう一層努めることとします。

さあ皆さんはどう考えますか。

最後に「きょうだい児」です。みなさんは「きょうだい児」を知っていますか？ 私はNHKの番組で知りました。

自分の兄弟姉妹に、障がい者がいる人たちのことを指します。

きょうだい児は、幼いころに寂しい思いをしたり、兄弟姉妹のことでからかわれ傷ついたり独特な悩みを抱えています。

さらに、「親を困らせたくない」と誰かに相談しにくいとされ、孤立感を抱えることもあります。そんな中、現在、全国各地で「きょうだいの会」

が出来ていて悩みを共有し発信しようという動きがあり、今、きょうだい児たちが声を上げ始めています。

今から30年も前の教え子のスピーチが忘れられません。毎日毎日、練習に励みました。その度ごとに涙を流し力強くスピーチしました。いまだ耳に残っているスピーチの最初は、「私には、障がいのある姉がいます。・・・」2人がご健在であることを祈っています。ことばを大切にしましょう。何事にも前向きに、あなたとつながるいのちと向き合ってください。この上なくいとおしくなります。

